

議会のホームページに請願陳情の詳細な流れの記載を求める陳情

住所 立川市

氏名 奥澤優耶

連絡先

陳情の要旨と理由

1.制度の全体像を提出者へ伝える

現在、立川市議会のホームページの中に請願陳情に関するページは存在しており、大まかな流れは明記されておりますが、不十分です。具体的には次のような情報を記載していただきたいのですが、いかがでしょうか？

請願陳情の流れとして不十分を解消するための文章を明記します。

請願陳情が提出者から議会事務局に用紙が提出され、受理された後は、まず議会運営委員会へ付託される。議会運営委員会において4つの常任委員会もしくは議会運営委員会のいずれかで議論されるべきかを審議し付託先が決まる。

付託先が決まった後は、担当の委員会で議論され賛成反対が問われることになる。また委員会の中で賛成多数や反対多数だったとしても請願や陳情は次のステップへ進んでいきます。またこの辺の部分で4つの常任委員会とは何かについての明記やリンクがあればさらに分かりやすいです。

その後は議会定例会、最終日の本会議の中で賛成反対が全市議会議員へ問われ、採択不採択が決まります。ちなみに採択とは賛成多数だった場合、不採択とは反対多数だった場合です。

※本会議の中で、請願陳情が継続審査になった場合は、次回の定例会で再審議されることになります。

本会議で請願陳情の採択不採択が決まった後は立川市長や担当部署へ結果の通知が送られます。その通知を見て、市長や担当部署は来年度予算案もしくは補正予算案などに組み込むかどうかを検討します。

ここまでの市議会事務局や市議会としてやることになります。ですので、請願や陳情が議会で全会一致あるいは賛成多数で採択されたからといって、必ず実行されるわけではありません。必ず実行されるわけではないことについて、請願陳情の提出者の皆様はご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。このようなイメージです。そして、このような文章が書いてあり、請願や陳情者へ事務局からあらかじめもし賛成多数で採択されたとしても提出者の請願や陳情の内容が必ず実行されるものではありませんので、ご理解よろしく願いします。（なぜなら最終的な意思決定者は議会ではなく立川市だからです。ただし最終的な意思決定者は立川市ではなく議会だとも言えます。なぜなら予算案の中にお客様が提出された請願や陳情の内容が組み込まれていなかった場合、それを実現するために議会として予算案に反対をするという方法もあるからです。）というアナウンスをすることによって、請願陳情が採択されたとしても、それは必ず実行されるものではない。予算案に請願陳情の内容が組み込まれていなかった場合、議会は予算案を反対多数として承認しないこともできるのだという制度を理解した上で請願陳情を提出することができます。こうすることによってなぜ私が提出した請願

や陳情が議会で採択されたにもかかわらず、まだ実行されていないのだという憤りの解消につながるのです。また () でくくった部分については、請願陳情の提出者からなぜ必ず実行できないのですかと質問があった場合にアナウンスしても良いです。

2.政治行政への関心を高める

そして私はもう一つプラスアルファの効果があると考えています。それは請願や陳情の制度の全体像を提出者が理解することによって、この制度は本当にこのままで良いのか、請願や陳情に賛成している議会はなぜ来年度の予算案もしくは補正予算案の中に自分が賛成した請願や陳情の内容が組み込まれていなかったとしても予算案を反対せず通してしまうのだろうか？このように政治行政や議会に対して関心が高まります。そして議員の皆様におかれましては、市民や国民が政治や行政に対しての関心が高まることはとても良いことだと考えていらっしゃると思うのです。よって市民や国民皆様の政治参加と関心を高めるための手段として、ぜひ今回のアイデアを取り入れてほしいのです。どうぞよろしくお願いいたします。また本陳情が採択されなかったとしても、次の一手として私は市長部局へ声を届け実現へ向けて進めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

また一つ補足です。上記の文章では請願と陳情を一つの塊として明記しておりますが、請願と陳情はそれぞれに細かな違いがある事は承知しています。ですが、今回の陳情ではこの部分については本質的ではありませんので、記載をしませんでした。

令和7年8月/8日

立川市議会議長 福島正美 殿